

消費者委員会の最近の動き

消費者委員会委員長 河上 正二

1 本会議での取組み

本稿執筆時点（2017年8月）で、第4次消費者委員会の任期も残り半月を切った。本活動報告の対象期間（昨年9月～本年8月末）は、第4次委員会の後半にあたり、いつもながら、5月頃からは任期末をひかえ、これまでに取り組んできた様々な課題のとりまとめ作業に追われる結果となった。委員会では、本会議の前に、事前に各1～2回程度の「委員間打合せ」会議で情報交換や意見交換を行い、重要な消費者政策上の課題について、公開の本会議で取り上げて議論するようにしている。対象期間における本会議は、昨年9月の232回から8月末の255回まで、24回を数えるため、打ち合わせを含めると全部で50回以上の会議を行ったことになる。それ以外にも、各委員が分担して担当している部会や専門調査会、その他の調査に係る事務局との打ち合わせ等があり、委員の職務内容は相当にハードである。

委員会全体の動きの概観を得るには、この間に、本会議で取り上げた議題を眺めるのがよいであろう（なお、【**】は、「ジュリスト」誌の「霞ヶ関インフォ／消費者委員会」での河上による紹介）。

一覧して判るように、消費者庁の徳島移転問題が一段落した後も、多数の課題が次々と生じているが、2017年度の前半は食品表示関係の問題と消費者基本計画工程表の見直しに向けた調査やヒヤリングに、相当の時間をかけた。

身元保証等高齢者サポート事業については、日本ライフ協会の倒産事件を受けて、同種のサービス事業が抱える問題点を洗い出して、今後の独居老人の増加する高齢社会で必要とされるであろう身元保証・日常生活支援・死後事務処理などのサービスを一括して行う事業が適正に運営されるように、まずは厚生労働省において実態把握を行った上で必要な措置を講ずることを消費者庁及び厚生労働省にお願いした。

成年年齢引下げに係るワーキンググループは、立法の動きに対応するため、昨年末を目途に結果を出すべく、集中的な調査・審議を行って、一定の報告書を作成するところまでこぎ着けることができたが、これには消費者契約法における対応課題も含まれている。

専門調査会での大きな課題には、①消費者契約法の実体法部分の見直し、②消費者安全専門調査会での事故情報の活用方法に関する検討、③公共料金専門調査会では、東京特別区・武三地区のタクシー運賃組替え問題や、電気料金の値上げ後のフォローアップ及び原発再稼働に伴う値下げ状況の確認、電力及び都市ガスの小売自由化に伴う課題の整理などが取り上げられた。また、④食品表示部会では、「加工食品の原料原産地表示」に係る食品表示基準の一部改正について審議を行った。（阿久澤部会長の尽力で、先ごろ多数の前提条件を付した形の「答申」を発出した）。

なお、「消費者行政における執行力の充実」は、テーマがテーマであるだけに、悪質事業者に手の内を明らかにすることを避けて、非公開での調査を進めたが、8月末までには一定の報告書を完成させることができる予定である。消費者政策における今後の重要な課題の一つが執行力の強化にあることを考えれば、この報告書の提言や存在意義は大きいと思われる。

【本会議でのテーマ一覧】

- 第 255 回本会議（2017 年 8 月 29 日）P
- 第 254 回本会議（2017 年 8 月 22 日）P
- 第 253 回本会議（2017 年 8 月 8 日）
 - ・ **消費者契約法専門調査会の報告**について（→「答申」発出）
 - ・ **消費者安全専門調査会の報告**について（→「提言」発出）
- 第 252 回 消費者委員会本会議（2017 年 8 月 1 日）
 - ・ **消費者行政における執行力の充実**について（とりまとめ作業）
 - ・ **特定商取引法施行令の一部改正**について（→「答申・意見」発出）
- 第 251 回 消費者委員会本会議（2017 年 7 月 25 日）

地方消費者行政の充実・強化に向けた今後の支援のあり方等に関する検討会報告書について
（消費者庁からのヒヤリング）
- 第 250 回本会議（2017 年 6 月 27 日）
 - ・ 景品表示法に基づく課徴金納付命令について
 - ・ 「JIS Z8050 安全側面－規格及びその他の仕様書における子どもの安全の指針」について
- 第 249 回本会議（2017 年 6 月 20 日）
 - ・ 「**消費者白書**」について 【ジュリ 2017 年 8 月号】
 - ・ 特定商取引法施行令の一部改正について（→「答申」発出）
 - ・ 訪問購入に係る規制の現状について
- 第 248 回本会議（2017 年 6 月 6 日）
 - ・ 「**消費者基本計画工程表**」の改定について その他
- 第 247 回本会議（2017 年 5 月 23 日）
 - ・ 「消費者基本計画工程表の改定素案」について
 - (1)平成 28 年度特定保健用食品買上調査の調査結果について
 - (2)消費者基本計画工程表の改定素案に対する意見について【ジュリ 2017 年 6 月号】
 - ・ 電力小売自由化に係るフォローアップおよび都市ガス小売自由化に関する注視すべき論点について
- 第 246 回本会議（2017 年 4 月 25 日）
 - ・ **成年年齢引下げ対応**について（消費者基本計画工程表の検証・評価・監視）
 - ・ 「**子ども向け広告の在り方について考えるシンポジウム**」について【ジュリ 2017 年 5 月号】
- 第 245 回本会議（2017 年 4 月 18 日）
 - ・ **機能性表示食品制度**について
 - ・ 電気料金値上げ後のフォローアップについて
- 第 244 回本会議（2017 年 4 月 11 日）
 - ・ 「消費者基本計画工程表の改定素案」について
 - ・ **消費者安全確保地域協議会**について
- 第 243 回本会議（2017 年 3 月 21 日）
 - ・ **健康食品の表示・広告の適正化に向けた対応策と、特定保健用食品の制度・運用見直し**

についての建議のフォローアップ

○第 242 回本会議（2017 年 1 月 31 日）

- ・特定商取引法施行令の一部改正について（→「答申」発出）
- ・消費者基本計画工程表の改定に向けた意見について

・**「身元保証等高齢者サポート事業」について** 【ジュリ 2017 年 4 月号】

○第 241 回本会議（2017 年 1 月 17 日）

- ・教育・保育施設等における事故情報の収集及び活用に関する建議のフォローアップ
- ・健康食品の表示・広告の適正化に向けた対応策と、特定保健用食品の制度・運用見直しについての建議の実施報告を受けた対応の検討について

○第 240 回本会議（2017 年 1 月 10 日）

・**成年年齢引下げ対応検討WGの報告** 【ジュリ 2017 年 3 月号】

○第 239 回本会議（2016 年 12 月 27 日）

- ・探偵業に関する消費者問題について

○第 238 回本会議（2016 年 12 月 20 日）

・健康食品の表示・広告の適正化に向けた対応策と、特定保健用食品の制度・運用見直しについての建議の実施報告

○第 237 回本会議（2016 年 12 月 6 日）

- ・東京特別区・武三地区のタクシー運賃組替え案について
- ・健康食品の表示・広告の適正化に向けた対応策と、特定保健用食品の制度・運用見直しについての建議の実施報告

・「身元保証等高齢者サポート事業」について

○第 236 回本会議（2016 年 11 月 8 日）

- ・家庭用品品質表示法の告示改正について

○第 235 回本会議（2016 年 11 月 1 日）

・**医療機関のウェブサイト等の取扱い等**について

○第 234 回本会議（2016 年 10 月 25 日）

- ・大規模災害時における国民生活センターの取組

○第 233 回本会議（2016 年 9 月 20 日）

- ・機能性表示食品制度について

・**オンラインゲームに関する消費者問題**について

○第 232 回本会議（2016 年 9 月 6 日）

- ・成年年齢が引き下げられた場合の対応策について
- ・「特定保健用食品の表示許可等について」の一部改正について

○第 231 回本会議（2016 年 8 月 23 日）

・**徳島県による消費者庁等の移転の提案**について

○第 230 回本会議（2016 年 8 月 2 日）

・消費者団体訴訟制度の実効的な運用に資する支援の在り方に関する検討会の報告書について

- ・オンラインゲームに関する消費者問題について

2 その他の会議での取組み

その他の、部会や専門調査会や専門調査会での取組には、以下のようなものがある。

- 消費者行政における執行力の充実についての検討（→近日、「提言」）
- 消費者安全専門調査会（**事故情報の活用等の在り方**について）（→「報告書」）
- 「加工食品の原料原産地表示」に係る食品表示基準の一部改正について（→「答申」）
- 特定商取引に関する法律施行令の一部改正について（→「答申」）

3（1）消費者契約法専門調査会「報告書」および委員会「答申」【ジュリ**】

（2）消費者安全専門調査会「報告書」および委員会「提言」【ジュリ**】

わけても、社会的にも重大な関心を呼んだ、消費者契約法改正に係る専門調査会では、第2次報告書・答申に向けて集中的な審議が行われ、先ごろ、答申に至った。その具体的な内容は、後に紹介する。

4 今後の取組み課題

・銀行カードローンと多重債務問題

- ・電力及び都市ガス小売自由化が消費者にもたらす影響の検証
- ・電気料金の値上げ後のフォローアップ及び原発再稼働に伴う値下げ状況の確認
- ・消費者行政新未来創造オフィスの取組みの検証のための専門調査会（→予定）
- ・消費者問題シンポジウム in 新潟（→8月19日実施予定）

【参考1】 消費者契約法専門調査会報告書の概要と消費者委員会の答申

I 措置すべき内容を含む論点

1.不利益事実の不告知

2.[年齢等]合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる類型

- ・生命・身体・財産に関する不安につけこみ、契約目的物が損害回避に必要な旨を正当な理由なく強調して告げる行為

[動機への不実表示等による攻撃により契約につき取消権付与]

- ・勧誘に応じさせることを目的とする緊密な人間関係形成とその破綻を理由とする勧誘行為

[デート商法型不当勧誘による契約につき取消権付与]

*なお、年齢等による判断力低下につけ込んだ状況濫用型の勧誘行為についての取消権付与は、「コンセンサスに至らず」。

3.心理的負担を抱かせる言動等による困惑類型の追加

- ・契約成立前の事業者による一方的履行行為による強引な契約締結要求
 - ・一方的な契約準備行為による事業者の損失を強調しての強引な契約締結要求
- [不当威圧型勧誘行為による契約につき取消権付与]

4.「平均的損害の額」の立証に関する規律の在り方（→一定内容での推定）

*立証責任の転換等については更に検討。

5.不当条項の類型の追加

後見等の開始のみによる解除権付与条項（→無効条項に追加）

解釈権限付与・決定権限付与条項

(→民 415 条等の要件に関するものを無効条項化)

生命・身体損害に対する軽過失免責条項 (→消 10 条の解説等に対応)

6. 条項使用者不利の原則[→消 3 条へ埋め込み]

7. **[年齢等]消費者の知識・経験に対する配慮に努める義務** (→消 3 条へ埋め込みに対応)

* 「年齢等」は削除し消費者配慮義務に一般化

II 上記以外の論点

1. 「勧誘」要件の在り方<最高裁判例を前提に様子見>
2. **約款の事前開示** (*→「コンセンサスに至らず」)
3. その他 (→審議対象とならず見送り)

III 消費者委員会の答申

以上の報告に対し、消費者委員会本会議では、やや異例ではあるが、現下の消費者問題における社会的情勢、民法改正等の立法動向等を総合的に勘案し若干の点を付言して「答申」をとりまとめることとした。

消費者委員会の「答申」は次の通りである。

「平成 26 年 8 月 5 日付け消制度第 137 号をもって当委員会に諮問のあった、消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）の契約締結過程及び契約条項の内容に係る規律等について、次のとおり答申する。

別添『消費者契約法専門調査会報告書』の内容を踏まえ、措置すべき内容を含むとされた論点のうち、法改正を行うべきとされた事項については、速やかに消費者契約法の改正法案を策定した上で国会に提出し、改正法案が成立した場合には、現行法の内容及び改正法の内容について幅広く周知活動を行うこと及び解釈の明確化が必要な点については逐条解説等において明確化を図ることなど、必要な取組を進めることが適当である。

なお、当委員会は、専門調査会における報告を受けて、ぜい弱な消費者の保護の必要性等現下の消費者問題における社会的情勢、民法改正及び成年年齢の引下げ等にかかる立法の動向等を総合的に勘案した結果、特に以下の事項を早急に検討し明らかにすべき喫緊の課題として付言する。

1 消費者契約における約款等の契約条件の事前開示につき、事業者が、合理的な方法で、消費者が契約締結前に、契約条項（新民法 548 条の 2 以下の『定型約款』を含む）を予め認識できるよう努めるべきこと。

2 合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させるいわゆる『つけ込み型』勧誘の類型につき、特に、高齢者・若年成人・障害者等の知識・経験・判断力の不足を不当に利用し過大な不利益をもたらす契約の勧誘が行われた場合における消費者の取消権。

3 消費者に対する配慮に努める事業者の義務につき、考慮すべき要因となる個別の消費者の事情として、『当該消費者契約の目的となるものについての知識及び経験』のほか、『当該消費者の年齢』等が含まれること。

これにより、消費者契約法は名実ともに新時代の消費者契約法としての改正が期待される
ところとなった。消費者庁にあっては、付言を含め、答申の内容を実現すべく、法案の
策定に向けて全力を尽くして戴きたいと思う。

以上

消費者教育の推進に関する基本方針の策定に向けた意見

平成 24 年 12 月 25 日

消費者委員会

「消費者教育の推進に関する法律」(以下「推進法」)が、本年 8 月 10 日に可決・成立し、12 月 13 日に施行された。また、年明けには推進法に基づく「消費者教育推進会議」(以下「推進会議」)が発足し、消費者教育の推進に関する基本的な方針(以下「基本方針」)の策定に向けた調査審議が開始される見通しである。

基本方針は、消費者教育の推進についての、意義及び基本的な方向、内容、関連する他の消費者政策との連携等に関する事項を定めるものであり、また、各地方自治体が今後、「消費者教育推進計画」を策定する際の指針となるものであることから、その内容については、政府の消費者行政全般に対する監視機能を有する当委員会としても高い関心を持っている。

このため当委員会は、推進会議が発足し、基本方針の案の作成に向けた検討に着手するのに先駆けて、学識経験者、地方自治体、消費者団体等から、消費者教育の現状と今後の課題等についてヒアリングを行うとともに、消費者基本計画の関係省庁ヒアリングの一環として、消費者庁及び文部科学省より、現在の取組状況等についての報告を受けた。これらの結果を踏まえ、当委員会としては、政府が基本方針の案を作成するに当たって特に重視すべき視点として、以下の事項を指摘する。今後発足する推進会議におかれては、これらの事項について十分に議論を深め、消費者教育を着実に推進するための明確かつ実効的な方針を速やかにご提示いただくことを期待する。

なお、推進法は、政府が基本方針の案を作成しようとするときには、当委員会等の意見を聴かなければならない旨を規定している。このため当委員会としては、作成された基本方針の案について政府に報告を求めるとともに、以下の指摘事項について十分な対応がなされているか検証を行った上で、再度意見を述べることとする。また、基本方針の策定後においても、これに基づく取組が十分かつ効果的に行われているかについて引き続き注視し、必要に応じて意見表明を行う予定である。

記

1. 推進会議においてご留意いただきたい事項

(1) 実質的かつ有効な調査審議の実施

消費者教育を総合的、体系的かつ効果的に推進していくためには、基本方針の案の作成に際して、消費者教育に関わる多様な主体がこれまでの活動を通じて蓄積してきた経験、知見、ノウハウ等を最大限に活用していくことが重要である。このため、推進会議において基本方針の案を検討するに際しては、十分な開催回数・審議時間を確保するとともに、委員間で実質的かつ有効な調査審議が行われるよう十分に配慮されたい。

なお、推進会議による以上のような活動を支えるため、消費者庁における消費者教育施策担当部署の拡充・強化を図るとともに、消費者庁や文部科学省をはじめとする関係省庁間における実効的な連携体制を構築されたい。

(2) 現場の実情に即した調査審議の実施

推進会議において基本方針の案を検討するに際しては、学校や地域等の現場の実情を十分に踏まえた形で調査審議を進められたい。(特に、各地方自治体の消費者行政担当部局や教育委員会、学校等が実際にどの程度消費者教育・啓発活動に取組み、どのような課題を抱えているのか等について実態の把握を行い、その現実的な改善策を策定することが重要である。)

2. 基本方針の案を検討する際に議論を深めていただきたい論点

(1) 消費者教育の意義・理念の周知・浸透

推進法に「消費者市民社会」の概念が初めて明記され、消費者教育の基本理念が明確化されたことを踏まえ、これらの意義や理念を広く周知・浸透させるための具体的かつ効果的な方策について検討されたい。

(2) 消費者教育の内容・実施方法等の速やかな具体化

推進法の成立を機に消費者教育を着実に前進させるためには、その内容や実施方法等について早期に具体化を図ることが必要である。このため、消費者教育を通じて優先的に提供すべき知識・情報等を明確にし、モデルとなる具体的指導事例の収集・提供の在り方等について検討されたい。

また、消費者教育の現場の観点に立てば、環境教育、食育、金融経済教育、法教育、国際理解教育等の関連分野と有機的な連携を図りつつ実施することが効率的かつ効果的であることから、これを実現するための関係機関間の連携の在り方や教材・指導方法の在り方等について検討されたい。

(3) 消費者教育を実施する担い手の育成・確保

消費者教育の現場における課題として、指導者や講師となる人材が不足しているほか、教員の関心が必ずしも高くない等の問題が指摘されている。

このため、消費者教育に係る教員育成カリキュラムの創設や研修の充実、消費生活相談員の講師への活用等、消費者教育に対して高い意欲を有する担い手を育成・確保するための効果的な方策について検討されたい。

(4) 学校教育分野における関係部局の連携強化

学校教育分野における消費者教育を進展させるためには、各地方自治体の消費者行政担当部局と教育委員会等との間の連携強化が不可欠であるが、現状では積極的に連携を図るための取組や仕組みが必ずしも十分であるとはいえない。

特に推進法施行の初期段階においては、国が責任をもって推進法の趣旨や重要性について各地方自治体の関係部局に理解を求めるとともに、関係部局間での連携を促進するための措置を講ずることが必要と考えられることから、これを具体的かつ効果的に行うための方策について検討されたい。

(5) 地域協議会を実効的に機能させるための仕組みの構築

推進法により、各地方自治体に消費者教育推進地域協議会（以下「地域協議会」）の設置についての努力義務が課せられたが、多くの地方自治体や学校教育の現場では、恒常的に財源・人員不足の問題に直面しており、新たに地域協議会を立ち上げることによる負担の増加や地域協議会による取組の実効性について懸念する声が聞かれる。

このような現場の実情を踏まえ、既存の取組・枠組等の有効活用や地域協議会の活動への支援等、地域協議会を実効的に機能させるための方策について検討されたい。

また、地域における取組を通じて、現在、学校等において教育を受けていない消費者（幼児、成人、高齢者等）に対して消費者教育・啓発を行うための効果的な方策についてもあわせて検討されたい。

(6) 消費者教育・啓発に係る自治体間格差を生じさせないための支援

消費者教育・啓発分野では、これまでに具体的取組を行ってこなかった地方自治体もあり、先導的な取組を行っている自治体との間には大きな格差が存在する。取組が不十分な自治体を底上げし、自治体間格差を是正するため、教材や指導方法、担い手の育成・確保等の各面において、必要な支援策を検討されたい。

また、消費者教育・啓発の現場である市区町村や学校、関連団体等への支援を行うに当たっては、国・都道府県間の役割分担の在り方について十分に検討されたい。

以上

民法・法の教育と消費者教育

東京大学教授（消費者委員会委員長） 河上 正二

ここでは、筆者の専門との関係もあり、民法教育・法教育の問題から入って、主題である消費者教育の意味と在り方について考えてみたい。

1 民法教育が目指すもの

実をいうと、民法教育のあり方をめぐっては、おそらく民法教師の数だけ議論があっても不思議でない。どのような人に対し、何のために、いかなるレベルの民法教育を行うかは様々で、その内容や相応しい方法も異なりうる。大学における民法教育に限っても、一般学生に教える「教養としての民法」と、法学部生に教える「専門科目としての民法」、そして法科大学院で「法曹養成のために教える民法」は、明らかに、その内容・方法が異なる。

大学にあって、民法研究と教育が有機的に結合していた牧歌的な蜜月時代は、教養部解組・大学院重点化・司法改革と法科大学院設置といった大きな社会的うねりの中で終焉をむかえ、民法教育担当者は、社会的要請にも配慮しつつ、目的・対象・技法そして具体的成果さえも意識した民法教育へと対応せざるを得なくなっている。したがって、かような時代に、「民法の教育」一般を論ずることにさえ、多くの留保が必要である。とはいえ、ここでは最大公約数的に、民法の基礎的知識の習得や法技術的操作能力の育成という実践的民法教育の背後に潜む理念を探ることにしよう。

2 民法の教育がもたらすもの

法が、人間社会における「規範」を扱うものであり、究極において一定の「価値判断」を伴うこと、その目的が、財やリスクを公平に分配し、社会の平和的秩序を維持し、紛争に一定の解決をもたらす基準や手続を提供するものであることには、ほとんど異論があるまい。

このことは、私人間の法的関係に限るとはいえ、「民法」についても、そのまま当てはまる。このような性格を持つ民法の教育が、これを学ぶ者に何をもたらすと期待できるか。

民法という学習素材を通じ、問題洞察力・問題の分析能力や解決能力・論理的な構成力や展開力・結論の正当化を通じての説得力など、社会で生起する諸問題に対処する際の普遍的能力が鍛えられるであろうことは、しばしば語られ、それはおそらく間違っていない。しかし、問題処理能力だけを見れば、数学の学習ともさして変わりがない。言葉や概念に対するセンスという点では、かつての「漢学」に代わる社会人の教養程度に過ぎないのかもしれない。むしろ、民法を学ぶことの固有の意味は、民法が社会的生活の根幹部分での人間相互の関係と価値を扱い、その対立に考えをめぐらしつつ、これを制度や手続にのせて語る力が求められる点にあるように思われる。もちろん、これを支える民法規範の根底には法文化・伝統・思考や行動様式がひかえており、民法を学ぶ作業は、結局のところ、「人間社会のありよう」についての省察と理解へと学習者を導くべきものである。

3 リーガル・マインド

民法教育に限らず、リーガルマインドの涵養が法学教育の究極の目的であることも、しばしば指摘されるが、その実体は必ずしも明らかでない。どうやらそれは、広い意味での問題発見能力、利益衡量能力・実質的判断能力、論理的説得能力、そして法律家としてのある種の「気概」のようなものを指すらしい。しかし、それ自体が具体的獲得目標を形成するわけではなく、法制度に内在する価値や政策判断の意味を正しく理解し、法の適用対象となる人間関係を冷静に分析し、法に基づいて公正な帰結を導き出すという地道な作業の中で、徐々に培われていく「特質(能力)」でしかない。おそらく、法教育にできることは、法の体系的理解と基礎的知識を与えつつ、それを操作する先人の優れた思考の跡をたどることから始めて、やがては、身につけたスキルを用いて民主的議論を戦わせ、より妥当な結論へと近づいていく「姿勢」を学生に身につけさせることに尽きるのではあるまいか。法の支配の下で、優れた議論を戦わせ、よりよい判断を生み出すのは教育を受けた者自身の実践的課題にほかならない。教育によって、何かが提供されるというのは幻想であり、学生には、問題意識を持って、法律問題を自分の頭で考え抜くことが求められるのである。

法を扱う者にとっての試練は、社会から突きつけられる。かつて、「法は最低限の道德」と言われ、いわば「常識・良識」の妥当する世界に安住できた。しかし、今日では、微妙なモラルや価値選択の問題さえ法に投げかけられる。これは、微妙な倫理的問題を含む紛争が、司法の場で解決をせまられるようになったこと(法化現象)とも無関係ではない。法律家が、法を離れておこなう主観的価値判断は、少しは洗練されているとしても、一般人のそれと大きく変わるものではない。

4 民法は、ローマ法以来の歴史の彫琢を経て、人々に受け入れられてきた「経験智の結晶」といべき文化財でもある。法文の字面から導かれる要件・効果は、暗記の対象というより「理解」の対象と言われ、「何か、何のためか、どうしてそうなっているか」を問うことこそが重要とされる。法律家の使命は、さしあたって、条文によって支えられた価値・理論体系が実現しようとしている理念・目的と現実の機能を検証しながら、改良を施し、この共有財産を守り育てて次の世代に引き継ぐことである。民法の教育にあって、理論的・体系的理解を深めることの重要性は、社会の安全弁たる貴重な文化財を、刹那的功利主義や奔放な思いつきによって風化させないためにも、強調されねばならない。現代の複雑な社会現象を前に、未知の問題の法的処理には、まずもって基本に立ち戻り、既存の分析道具や概念枠組みを吟味してみるということが、回り道のように見えて、結局は問題解決への最良の方法であるように思われる。そのうえで、今日の日本社会が前提としている現行民法制度が、唯一絶対のものではなく、私達自身によって一定の理由で選び取られているものであるという自覚を持つことは、法を自らの手で形成し、担っていこうとする健全な市民感覚にとって、不可欠のものである。民法は、なにも法曹だけの独占物ではない。

5 裁判員制度の導入を待つまでもなく、あらゆる人々が消費者・生活者として社会で活動し、否応なく法的問題と関わりを持つ。子供の時代から、制度を語る力や法的な問題に対する鋭敏な感性を育むことは、今後ますます重要な課題となっている。法的センスと鋭敏な人権感覚は、健全で民主的な市民社会の発展にとって不可欠の素養だからである。ともすれば、専門家集団内部での技術的操作能力の育成に重心が置かれがちであった従来の教育にとどまらず、一般社会人を対象とした法教育にも大いに力が注がれねばならない

平成13(2001)年6月12日に法務省の司法制度改革審議会がとりまとめた「司法制度改革意見書 - 21世紀の日本を支える司法制度 -」は、「法の精神、法の支配がこの国の血肉となる、すなわち、「この国がよって立つべき、自由と公正を核とする法(秩序)が、あまねく国家、社会に浸透し、国民の日常生活において息づくようになるために」司法制度改革の在り方を方向付けようとしている。これによって、裁判員制度や法科大学院制度、法令そのもの改正など、制度的な改変も推し進められてきたことは周知の通りである。その中で、「意見書」は、国民の役割として「司法の運営に主体的・有為的に参加し、プロフェッションたる法曹との豊かなコミュニケーションの場を形成・維持するように努め、国民のための司法を国民自らが実現し、支えなければならない」とした上で、「国民的基盤の確立のための条件整備」として、「わかりやすい司法の実現」と同時に、「司法教育の充実」を掲げた。すなわち、「学校教育をはじめとする様々な場面において、司法の仕組みや働きに関する国民の学習機会の充実を図る」べく教育関係者や法曹関係者が積極的役割を果たすことが求められる、という。今日、盛んに論じられている「法教育(Law-Related Education)」に向けた様々な取り組みは、この司法制度改革の延長上に位置づけられている。

そもそも「法教育」とは何かという問いに対して、「自分たちの身の回りで起こる様々な問題について、自ら主体的に考え、公正に判断し、行動する力を身につける教育」といい、「自由で公正な社会にふさわしい自立した人を育て」、「法的な考え方や法の精神を身につける」ことに重点を置いている。具体的に目指すものは、「自分で人生を選択して生きていける自立した市民になる」ことであり、「合理的な考え方が身につけ、情報や(他人の)意見を鵜呑みにするのではなく、批判的に吟味する力を付け、そして、公正に考えることができるような人を育てる」という。さらに、「周囲の人の利益にも目配りしつつ、異なる意見の人と対話、議論する力をつけ、問題に対してチャレンジする意欲をもつようになること」を目指すという。いわば、よりよく生きるためのライフ・スキルを身につけさせようというわけである。

6 ここまで来ると、「法教育」と「消費者教育」とのつながりは、明らかである。

2011年度以降の新しい学習指導要領(教科等)における法教育関連の記述を見ると、小学校で、ルールや決まりを守ることの意義が教えられ、中学校あたりからは、「自分の生活が環境に与える影響について考え、環境に配慮した生活を工夫すること」が求められ、とくに、公民的分野では「身近な消費生活を中心に経済活動の意義を理解させるとともに、価格の動きに着目させて市場経済の基本的な考え方について理解させる。国民生活と福祉の向上を図るために、国や地方公共団体が果たしている経済的な役割について考えさせる。その際、社会資本の整備、公害の防止など環境の保全、社会保障の充実、消費者の保護、租税の意義と役割及び国民の納税の義務について理解させるとともに、限られた財源の配分という観点から財政について考えさせる」とし、家庭科では、「販売方法の特徴や消費者保護について知り、生活に必要な物資・サービスの適切な選択、購入及び活用ができる」ことを課題に挙げている。さらに、これを、より具体化すべく、たとえば、東京都教育委員会などでは、「法」に関する教育カリキュラム(平成23年3月)を作成し、新たな学習指導要領の下でのカリキュラム作成の推進を試みている。

7 消費者教育の焦点を合わせよう。

消費者基本法第7条1項によれば、消費者には、消費生活に関する必要な知識の修得や必要な情報の収集等自主的かつ合理的に行動することが求められ、こうした消費者の自立を支援

することが国に求められ、同法第 17 条には、国の講ずべき施策の一つとして消費者教育の充実が明記されている。また、平成 21 年の消費者庁設置関連三法案の国会審議においても議論がなされ、衆議院では、消費者安全法に定める国及び地方公共団体の責務に消費生活に関する教育活動を追加する等の修正が行われた。参議院では、消費者庁設置関連三法案に対する附帯決議において、消費者庁が消費者教育推進の司令塔機能を果たすことや、消費者教育に関する法制の整備について検討を行うこと等を明記した。これらを受けて、平成 22 年 3 月に閣議決定された消費者基本計画にも、消費者教育の推進が盛り込まれている。

ところが、学校教育の現場では十分な授業時間が確保できず、また、高齢者を始めとする成人を対象とした社会教育についても効果的な取組がなされないまま、多数の若者・高齢消費者被害が発生した。また、東日本大震災の際に、消費者による食料品や水、ガソリンなどの買い急ぎや買いだめが行われ、首都圏においてすら生活関連物資が品薄状態となる事態が発生した。こうした非常時に、消費者が必要な情報を得て、自主的かつ合理的に行動するべく、消費者教育を充実させることが重要課題と考えられ、「消費者教育の推進に関する法律」制定への動きが、にわか

8 消費者教育推進法の立法趣旨は、「消費者教育が、消費者と事業者との間の情報の質、量及び交渉力の格差等に起因する消費者被害を防止するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるようその自立を支援する上で重要であることに鑑み、消費者教育の機会が提供されることが消費者の権利であることを踏まえ、消費者教育を総合的かつ一体的に推進するために必要な事項を定めようとする」ところに求められ、その具体的内容として、次の事項が盛り込まれた。

1、消費者教育及び消費者市民社会について定義すること。

2、消費者教育について七つの基本理念を定めること。

3、消費者教育の推進のための国及び地方公共団体の責務並びに消費者団体、事業者及び事業者団体の努力について定めること。また、政府に対し必要な財政上の措置等を講ずることを義務付けるとともに、地方公共団体は必要な財政上の措置等を講ずるよう努めなければならないこと。

4、政府は消費者教育の推進に関する基本的な方針を閣議決定すること、また、地方公共団体は、この基本方針を踏まえ、消費者教育推進計画を定めるよう努めなければならないこと。

5、学校、大学等、地域における消費者教育の推進及び事業者等による消費者教育の支援等について定めること。

6、消費者庁の審議会等として、消費者、事業者及び教育関係者、消費者団体、事業者団体その他の関係団体の代表者、学識経験者並びに関係行政機関等の職員で組織する消費者教育推進会議を置くとともに、地方公共団体は消費者教育推進地域協議会を組織するよう努めなければならないこと。

法案に対しては、地域主導よりも中央集権的な発想を増幅させるのではないかとの危惧や、教育現場の負担、他の基礎教育カリキュラムへを圧迫するのではないかとの疑問もあったようであるが、参議院を通過して衆議院での審議待ちの状態にある(成立の見込みが高い)。

9 その基本的な考え方は、大いに評価できるものである。

問題は、その中身と方法である。良き「消費者市民」として、環境や社会的影響を考えながら適切かつ合理的な消費行動をとることが求められることは一般論としては望ましいことであることに疑いはないが、だからといって、美しく包装されたプレゼントを「過剰包装である」と排除するような態度が好ましいわけではない。要は、市場における各人の消費行動において、「自分にとって何が必要か」、「どのようなライフスタイルを選択するか」を、適切な情報に基づいてきちんと選択・判断できるだけの選択眼と責任ある行動をとれる責任ある社会人としての資質を向上させることが期待されているに過ぎないことに留意する必要がある。その意味では、自立した社会人として賢明な生き方をできるようにと願う、通常の教育目標ともなんなら異なるところはない。教育基本法の前文は「個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成」を期しており、消費者教育とて例外ではない。

適切な情報提供や啓発活動等によって、消費者が、選択の幅を広げ、不当勧誘や誤認誘導に惑わされないようにしたり、製品の安全性について知識を深めて自身の身を守る術を身につけること、社会的に弱い立場にある消費者の見守りを強化することは、大いに推進されるべきであろうが、こと「価値の選択」、「生き方の選択」については、より慎重であることが望ましい。むしろ、きちんと一定の選択的行動の利害得失を考え、私的利益・公共的利益の双方に目配りしながら、責任ある選択的行動をとれる社会人としての基礎的能力(総合的な「人間力」といってもよい)の涵養をこそ考えるべきであって、決して一定の価値観の押し付けにならないよう、個人の発達段階に応じて、教材・教え方にも十分な配慮が求められよう。

以上

【参考】

5月26日 日弁連消費者教育シンポジウム

「広げられ、消費者市民教育！～消費者教育推進法が成立して、教育現場はどう変わる？～」

【講演】

(河上) こんにちは。消費者委員会からみたというふうに言われたんですけども、消費者委員会から見ても何も思い浮かばないので、私の個人的な感想で申し訳ございません。「消費者主権」ということが語られて随分久しくて、今では、社会の中でいわば主体となって行動するような人間像というか、「消費者」像が想定され、その選択的行動を通じて環境とか、あるいは持続的な社会というものにある程度一定の責任を果たしていることを期待される「消費者市民」といったような言葉も聞かれるようになって、今回の「消費者市民教育」という、大きな動きが生まれてきているというふうに認識しております。消費者委員会としても、消費者に対する啓発とかそういう活動が非常に重要な課題であるということは十分認識しております、どういう形で今後力になれるかということは、委員の中でも議論しているところであります。

ただ、まだ今の段階では委員会としてはまとまった見解は出来ていないので、今日の議論なども伺いながら具体的に考えていきたいと思っております。

消費者生活における教育の重要さや、消費者啓発の充実をはかるとのことについては、基本的には誰も異論がないところではないかというふうに思います。ただ、これまでどういうふうな方法

論でそれをやっていくかということが、はっきりしなかったということとして、学校教育とか、それから家庭教育、社会教育といったような様々な局面で消費生活に関するいわば知恵の伝達ということが推進されることは、基本的に望ましいと思います。

消費者教育における実践的な課題はたくさんあって、誰が・何を・どの段階で・どういう媒体を使いながらやっていくかという、1つひとつが話題になり得ます。それから「誰が」というところでも、担い手となる人は実はあまりいないものですから、その担い手をどうやって育てていくかといったようなことも重要な課題となっているところであります。

具体的には、学校の教師であったり、あるいは消費生活相談をやっているような方、あるいは福祉関係者、あるいは子どもとの関係では両親というようなものも担い手にならないといけないわけですが、その担い手を育てることがこれまた重要な課題になるだろうと思います。それから何をというところでは、教材をどんなふう工夫して作ってあげればいいのか。それぞれの発達段階に応じた内容にしていく必要があります。消費者問題というのは生ものでして、それぞれの時代によって問題として現れてくるものが違うということがございますから、その時代変化に対応して、内容を日々更新していかないと、意味がないというようなこともありますから、大変難しい課題だろうというふうに思います。

また、必要なことは、各人が市場において危険を内包した商品とかサービスというもののや、不当な勧誘行為から自らの財産を守るという、そういう自身の身体や財産を守るための知恵を育むということですが、これは、そんなに特別なことではない。加えて、本当に望ましい商品サービスを選択する力を手に入れるということでもありまして、これらはいずれも生きていく上で人間にとっては、必要な力です。何も消費者教育などという特別な看板を立てなくても、まさに教育そのものでそれをやっていかないといけないことです。本来の今の教育の中でそうした課題について十分やられていなかったとすると、そのほうが、むしろ問題なんだろうという気がします。

まわりの人間について考えると、必要なことは、やはりまず人間の弱さ、それぞれのレベルで持っている弱点、小さい子ども、若者、年寄り、それぞれの段階で弱点を持ちますから、そうした弱点を前提にして、等身大の人を見据えて、自立支援とそして見守りというものを増やしていくということなんだろうと思います。

ただ、昨今言われている消費者市民社会の云々という話になると、もう一歩前を考えているようで、どちらかという批判的な意識を持って行政であるとか、社会であるとかに意見を述べて、マーケットをよりよいものにしていくために、公共圏で主体的に活動するようなそういうちょっと高級な「市民」というのが目指されているということのようでもあります。

東日本の大震災の後、気づかされたことですけれども、自分のことだけでなく、まわりの人間のこと、あるいは弱い立場にある人に対する「思いやり」とか、「互助の精神」といったようなものを持った、より成熟した社会の構成メンバーとしての人間の役割自体が、今日の動きの本当の背景ではないかというふうに考えている次第です。

「5分で喋れ」と言われているので、これ以上喋ることはないのですが、ただ、最後に、一言申し上げます。足を引っ張るつもりは全くないのですが、消費者教育という言葉、私何度も聞いても、何か違和感があって、この違和感というのはどこから来るんだろうと思いながら、今日来ながら考えてしまいました。やっぱりこういうシンポジウムだから、「頑張りましょう」という趣旨のことを喋ったほうがいいんだろうなと思いながら来たんですけど、消費者教育推進というふうに言われて、どうしても違和感がある。その違和感どこから来るのかなと思ったら、結局、消費者というのは弱くて、愚か

で、市場における耐性に欠ける、攻撃に弱い、そういう耐性に欠ける、そういう劣った消費者に対して、一定の知恵を授けて、そして強く理性的で合理的選択ができるようになれという、そういう上から何かを教え込んでいくような教育という姿をどうも想像してしまう。一定方向に向けて国家が国民を教育するということに対するある種の違和感や警戒感というのが、いつも私にあって、教育勅語でもないですけども、「消費市民かくあれ」というような教育を上からやるというのが、本当にいいのかなというような気がしたのが原因だと気付きました。

もう一つは、日弁連の意見書の中でも書かれていることですけれども、過度の自己責任というものを強調しすぎるということに対する危険というものも気にしておく必要があるということです。

おそらく消費者教育の推進ということの真の狙いは、寧ろ自由な個人が主体的な学習をしていくことを支援することではないかと思うわけであります。われわれの経験とか文化を伝え、そして個人に社会人としての成長を促していくということは、本来の教育の姿であり目標でもある。それは殊更、消費者市民社会に向けた消費者教育というふうにして語られることにどの程度意味があるかということは、むしろやるべきことの核となるものをきちんと見定めておかないと、問題も含むということであります。国が教育に口出しをして上手くいったことは、あまりありません。それだけに、教えるべき内容や手段が非常に大切になります。

私としては、いっそのこと、「消費者学習支援法」という名前にしたらどうでしょうかという感じがしておりますけれども、いずれにしても、消費者に対して、ある程度自分の身を守るためにそれを身に付けてもらって、周りの人間と力を合わせてそういう人たちを少しでも被害がないように、少しでも利益になるように、そして結果として社会が全体としてよくなっていくために、力を合わせて啓発活動をしていくということについては、全く異存のないところでありまして、ぜひいい形で立法が出来る上がるといいなというふうに思います。

先ほどの西村先生の話聞きながら、そうだ、そうだと思って、もうそれ以上は私も話すことはないなと思いながらここに立ったものですから、少しまらなことも喋ってしまいました。以上です。どうもありがとうございました。

【感想】

(河上) どうも西村先生の胸をグサッと刺してしまったみたいで、申し訳ございません。別に、足を引っ張っているつもりは全くなく、寧ろ「教育」という言葉の中に、内包されたある種の危険というものについても理解して作業を進めないといけないということを考えていた次第でして、私も、この教育推進法というものについては、成立を心から期待しているものの1人です。

実は私は10年ぐらい前に仙台の消費政策審議会の会長をしていたことがありまして、そのときに、教育内容の中に消費者問題についての理解というものをに入れて、小さい段階から子どもたちを育てなければいけない。消費者問題に対しても、ある程度敏感さをもってもらわなければいけないということをしきりに言って、当時の教育委員会、PTA に対して消費者の会議に来てくれと要請したら、言下に断られまして、教育委員会としては今そういうものに対して直接出ていくつもりはないといわれ、PTA からも総合教育の時間が非常に短くて、なかなか出前口座なんかも時間を作れないとつれなく言われ、なかなか難しいなと思った経験がございます。

それに比べると、今こういう形で消費者教育ということが熱心に語られ、学校教育もやり、いろんな地域での教育に対しても、皆さんで協力して取り組もうという気運が盛り上がっているということ自体、西村先生はじめ皆さん方の努力のおかげだろうと思っています。

「消費者教育」という表現に込められた思いというのは、今日もパネルディスカッションの議論を伺いながら、私も理解をいたしましたし、そのとおりだというふうに思いました。生きるための知恵ですから、これは教育の中でどうしても実現しないといけないことでして、子どもたちをはじめ、皆さん多角的な消費者問題に関する情報をいろんな形で提供する、そして判断の基礎を提供していくということは、これはぜひともやっていかないといけないだろうと思います。

本日の議論の中では、事業者の役割が抜けていたんですけれども、実は、事業者についても最近では社会的責任ということをしきりに言われていて、事業者と消費者とはある意味ではコ・レギュレーションと言いますけれども、いい市場を作るために、お互いに協力しあう。消費者団体とか事業者団体とか、それから行政も含めて、みんなで協力しあって、いい市場を作っていくというコ・レギュレーションの時代に入ったんだという気がいたします。ですから、成熟した市民社会という中で行動する事業者・消費者というものがこれからは期待される。

ただ、先ほど申しましたけれども、人間は弱い。だから成熟した消費者としても、高級なものと弱いとのいろんな人がいる。私なんかは、どうしても弱い。お茶一本買うのでも、上にかわいらしいおまけなんかが付いていたら、どうでもよくてもそっちを買ってしまう人間なんですね。実は、みんなそんなもので、それはもう、あんたがちゃんと合理的な選択をしないからだと言わないで、そういう人の気持ちも前提にして、なおかつ、消費行動としてどう望ましいかを考えていただきたい。さっき、1割ぐらいの人が考えて行動するという話があって、これは大事なことだと思いました。

今ちょうど立法されている法律もそうなのですが、実は、消費者委員会でも消費者基本計画の見直し作業というのをやっています。この間から各省庁からヒアリングをしながら、新しい消費者基本計画で何を盛り込むべきかを、意見を出していただいて検討しているところです。その中でも消費者教育について、何か言えることはないか、考えておまして、今日たくさんヒントをいただきました。今回の議論や御意見をもち帰って、委員会でもぜひ考えてみたいというふうに思っています。今日は本当にありがとうございました。

消費者教育推進法の成立

I 消費者基本法7条1項によれば、消費者には、消費生活に関する必要な知識の修得や必要な情報の収集等自主的かつ合理的に行動することが求められ、こうした消費者の自立を支援することが国に求められている。また、同法17条では、国の講ずべき施策の一つとして「消費者教育の充実」が明記されている。さらに、平成21年の消費者庁設置関連三法の国会審議においても、この点についての議論が活発になされ、衆議院では、消費者安全法に定める国及び地方公共団体の責務に「消費生活に関する教育活動」を追加する等の修正が施された。同様に、参議院では、消費者庁設置関連三法案に対する附帯決議において、消費者庁が消費者教育推進の司令塔機能を果たすことや、消費者教育に関する法制の整備について検討を行うこと等が明記された。これらを受けて、平成22年3月に閣議決定された消費者基本計画にも、消費者教育の推進が盛り込まれている。

II ところが、学校教育の現場では十分な授業時間が確保できず、また、高齢者を始めとする成人を対象とした生涯教育・社会教育についても、必ずしも効果的な取組がなされず、多数の若者・高齢消費者の被害が発生し続けている。また、東日本大震災の際に、消費者による食料品や水、ガソリンなどの買い急ぎや買いだめが行われ、首都圏においてすら生活関連物資が品薄状態となった異常な事態が発生した。こうした非常時においても、消費者が必要な情報を得て、自主的かつ合理的に行動するべく、消費者教育を充実させることが重要課題であると考えられ、「消費者教育の推進に関する法律」(消費者教育推進法)制定への動きが、にわかに活発化したという経緯がある。

III 内閣府では、後藤高副大臣(消費者担当)を中心に、消費者団体、法律家、学識経験者等からなる消費者教育推進会議を開催し、精力的な検討の結果、平成24年4月6日に「消費者教育推進のための課題と方向」が示された。そこでは、消費者教育の体系化が目指され、学校教育や地域・社会における消費者教育の推進、によって、幼児期から高齢期に至るまで、消費者の年齢や発達段階に応じて、それぞれの領域ごとに系統だった教育の機会が提供されるべく、消費者教育の担い手への支援など、戦略的課題が集中的に論じられた。消費者庁のみならず、文部科学省を巻き込んだこのような議論に迫り着くまでの、関係者の努力は大変なものであったろう。こうして、立法への準備作業が整い、最終的には、議員立法の形で、消費者教育推進法案が用意されることになった。

方針を踏まえ、消費者教育推進計画を定めるよう努めなければならぬこと(9条・10条)。

⑤学校、大学等、地域における消費者教育の推進及び事業者等による消費者教育の支援等についての定め(11条～14条)。

⑥消費者庁の審議会等として、消費者、事業者及び教育関係者、消費者団体、事業者団体その他の関係団体の代表者、学識経験者並びに関係行政機関等の職員で組織する消費者教育推進会議を置くとともに(19条(いわゆる8条機関))、地方公共団体は消費者教育推進地域協議会を組織するよう努めなければならぬこと(20条)。

この法案に対しては、地域主導よりも中央集権的な発想を増幅させるものではないかと危惧や、教育現場の負担、他の基礎教育カリキュラムを圧迫するのではないかと懸念もあつたようであるが、同法案は、平成24年6月20日の消費者問題特別委員会およびそれに続く本会議に上程され、賛成多数で可決された。その後、消費増税法案との兼ね合いで成立がやや危ぶまれたが、8月10日の衆議院本会議において賛成多数により可決し、正式に成立した(平成24年法律第61号)。これにより、消費者教育の定着に向けて、国や自治体は大きく動き出すことになる。

V 消費者教育は、消費者の自立を支援するために行われる消費生活全般にかかる教育・啓発活動であり、消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性についての理解や関心を深めるための教育を含む(2条)。そこで導入された「消費者市民社会」は、個々の消費者の特性や消費生活の多様性を相互に尊重し、自らの消費生活に関する行動が将来にわたつての内外の社会・経済情勢や地球環境に影響をおよぼし得ることを自覚し、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画するよう消費者像を描き出している点にも注目したい。

VI 消費者教育推進法の基本的考え方は、大いに評価できるものである。

問題は、その教育実践における中身と方法である。良き「消費者市民」として、環境や社会的影響を考えながら適切かつ合理的な消費行動をとることが求められることは一般論として望ましいことであることに疑いはない。しかし、だからといって、美しく包装されたプレゼントを「過剰包装である」と排除するような態度が常に好ましいわけではなからう。要は、市場に

おける各人の消費行動において、「自分にとって何が必要か」、「どのようなライフスタイルを選択するか」を、適切な情報に基づいてきちんと選択・判断できるだけの選択眼と、責任ある行動をとれる社会人としての資質を向上させることが期待されているに過ぎないことに留意する必要がある。その意味では、消費者教育も、自立した社会人として賢明な生き方ができるうに願う、通常の教育目標ともなら異なるところはない。教育基本法の前文は「個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成」を期しており、消費者教育として例外ではないわけである。

VII 適切な情報提供や啓発活動等によって、消費者が、選択の幅を広げ、不当勧誘や誤認誘導に惑わされないようになり、製品の安全性について知識を深めて自分の身を守る術を身につけること、社会的に弱い立場にある消費者の見守りを強化すること、は、大いに推進されるべきであるが、こと「価値の選択」「生き方の選択」については国が関与することには、より慎重であることが望ましい。むしろ、きちんと一定の選択的行動の利害得失を考え、私利・公益・共利の双方に目配りしながら、責任ある選択的行動をとれる社会人としての基礎的能力(総合的な「人間力」といってもよい)の涵養こそ考えざるべきであつて、決して一定の価値観の押し付けにならないよう留意する必要があるように思われる。同時に、教育によって育てられるべき「良き消費者」の反面で、「劣った消費者」を指定して、その責任を強く問うという方向に推進法が作用することも避けるべきであり、個人の発達段階に応じて、教材・教え方にも十分な配慮が求められよう。

VIII 翻って考えてみると、教育にできることはごく限られたことであり、むしろ関係者が「何を、どう教えようか」と議論したり、教材の策定をめぐって互いに意見を交わすこと、実際に様々な対象の消費者に「教えること」によって、自ら「学ぶこと」の方が多いかも知れない。その意味でも、地域に組織される消費者教育推進地域協議会に結集する多様な主体(消費者センター・消費者団体・事業者・法律家・教育関係者・福祉関係者など)の間での密な連携から生まれる成果の方が、はるかに大きいようにも思われる。消費者教育推進法の、これからの展開に期待したい。

